

平成14年7月21日  
合併  
政令指定都市  
特集号

市報

# にいがた



市章



港のしるし錨と中  
央の五をもって、安  
政5年通商条約に  
より指定された五  
港を意味し、これに雪環を頂かせて五港  
のひとつ新潟をあらわす

発行日 毎週日曜日 発行 新潟市 〒951 8550 編集 総務部広報課  
学校町通1 602 1 印刷 第一印刷所

## 政令指定都市 新潟をめざして



平成8年4月に「中核市」に指定された本市は、市民に身近な多くの事務権限が県から移譲され、事務手続きなどの面において迅速化・効率化を図ることにより、市民福祉は大きく進展しました。

今後ますます多様化・高度化する行政需要に対応し、さらに主体的なまちづくりを進めるために、豊かな行財政基盤を備え、県と同等の事務権限を持つとされる「政令指定都市」の実現が、市民福祉の一層の向上に必要なものと考えています。

本市は、高速交通網や空港・港湾などの国際交流基盤の整備が進み、高次都市機能の集積とともに、信濃川、阿賀野川、鳥屋野潟、佐潟といった豊かな水辺空間などの自然や広大な農地を有しています。

また、市民の意識も、ゆとりと心の豊かさを求め、自然を大切にした循環型社会の実現へと変化しています。

こうしたことから、周辺市町村との広域合併によって、大都市の持つ高次都市機能と、豊かな自然環境や広大な農地との調和・共存を図り、世界にはばたく交流拠点として、日本海側において初となる「政令指定都市」を目指します。

本紙では、新潟都市圏総合整備推進協議会が策定した、政令指定都市・新潟の「新潟都市圏ビジョン」と合併への取り組みを紹介します。